

令和 年 月 日議決・専決

令和 6年 3月 29日施行

令和 6年 3月 29日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町要綱第16号

佐用町外国籍障害者等福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町外国籍障害者等福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 6年 3月 29日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町要綱第16号

佐用町外国籍障害者等福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する
要綱

佐用町外国籍障害者等福祉給付金支給事業実施要綱（平成17年佐用町要綱第60号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号ア中「82,562円」を「84,760円」に改め、同号アただし書中「990,744円」を「1,017,120円」に改め、同号イ中「82,812円」を「85,000円」に改め、同号イただし書中「993,744円」を「1,020,000円」に改め、同条第2号ア中「66,050円」を「67,808円」に改め、同号アただし書中「792,600円」を「813,696円」に改め、同号イ中「66,250円」を「68,000円」に改め、同号イただし書中「795,000円」を「816,000円」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。